

## 会議録・平成27年12月18日第4回定例会（最終日）

1. 招集の年月日 平成27年12月4日
1. 招集の場所 明和町議会議場
1. 開 会 12月15日 午前9時00分 議長宣告

### 1. 応召議員 14名

1番	山内	理	2番	西岡	厚
3番	中井	啓悟	5番	上田	清
6番	阪井	勇男	7番	乾	健郎
8番	江	京子	9番	伊豆	千夜子
10番	北岡	泰	11番	樋口	文隆
12番	奥山	幸洋	13番	松本	忍
14番	綿民	和子	15番	辻井	成人

### 1. 欠席議員

なし

### 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 浅尾 恵次

議会書記 朝倉 晶子 松本 章 西尾 仁志

### 1. 地方自治法第121条による説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	中井 幸充	副 町 長	寺前 和彦
教 育 長	西岡 恵三	総 務 課 長	西田 一成
防災企画課長	中谷 英樹	税 務 課 長	北岡 和成
人権生活環境課長	世古口和也	福祉保健課長	下村由美子
会計管理者(兼)会計課長	田中 一夫	長寿健康課長	小池 弘紀
農水商工課長(兼)農業委員会事務局長	堀 真	まち整備課長	沼田 昌久
上下水道課長	菅野 亮	斎宮跡・文化観光課長	西口 和良
教育総務課長	西口 竜嘉	こども課長	世古口哲哉

文化財保存活用監 中野 敦夫 人権啓発推進監 中瀬 行久  
土地利用調整監 松本 雅之 監査委員 西村 和久

## 1. 会議録署名議員

14番 綿民 和子 1番 山内 理

## 1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一括上程した議案

議案第72号 平成27年度明和町一般会計補正予算（第3号）

議案第73号 平成27年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算（第3号）

議案第74号 平成27年度明和町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第75号 平成27年度明和町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議案第76号 平成27年度明和町介護保険特別会計補正予算（第3号）

議案第77号 平成27年度明和町水道事業会計補正予算（第2号）

日程第3 議案第78号 平成27年度明和町一般会計補正予算（第4号）

日程第4 請願第1号 「平和安全法制」国会審議に関する請願  
（総務産業常任委員長報告）

日程第5 委員会の閉会中の所管事務調査の件（議会運営委員会）

---

(午前 9時 00分)

### ◎開会の宣言

○議長（辻井 成人） おはようございます。

ただいまの出席議員数は14人であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから、平成27年第4回明和町議会議定例会第4日目の会議を開会します。

なお、竹本教育委員長から、所用のため本日の会議を欠席する旨の連絡を受けておりますので、ご報告します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程につきましては、お手元の日程表により進めたいので、よろしく願います。

---

### ◎会議録署名議員の指名について

○議長（辻井 成人） 日程第1 「会議録署名議員の指名について」は、会議規則第119条の規定により、議長から指名します。

14番 綿 民 和 子 議員

1番 山 内 理 議員

の両名を指名します。

---

### ◎議案第72号から議案第77号の一括上程

○議長（辻井 成人） 日程第2 一括上程した議案について

議案第72号 平成27年度明和町一般会計補正予算（第3号）

議案第73号 平成27年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算（第3号）

議案第74号 平成27年度明和町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第75号 平成27年度明和町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議案第76号 平成27年度明和町介護保険特別会計補正予算（第3号）

議案第77号 平成27年度明和町水道事業会計補正予算（第2号）

を議題とします。

この件につきましては、すでに詳細説明が終わっておりますので、本日は質疑から行います。

---

### ◎議案第72号の質疑

○議長（辻井 成人） まず、議案第72号 平成27年度明和町一般会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

歳出から行います。

黄色の表紙、「予算に関する説明書、平成27年度明和町一般会計補正予算説明書」の9ページから34ページ、第1款・議会費から第10款・教育費までの歳出全般で質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

10番 北岡議員。

○10番（北岡 泰） 10番北岡よろしく申し上げます。まず、農林水産業費の農業総務費で、負担金補助及び交付金ということで、ふるさと水と土農村環境創造事業補助ということで、376万5,000円計上されておりますが、これに関して、これは全国的ないろいろな取り組みをされていると思いますので、

この事業に対してですね、土地の購入をしてみえる、そういう事業というのは、全国的にあるのかどうか。一度お示しをいただきたいというふうに思います。ないのであれば、非常にめずらしいケースでありますので、これは町長はじめての取り組みとってですね、新聞にまたですね、私はこんなやりましたと言えるのと違うかなと思うんですけれども、もうどこでもやっていますよということやったら、これは仕方がないというふうに思いますので、ちょっとお示しを願いたいと思います。

それから、27、28ページの土木費で、河川総務費急傾斜地崩落対策事業負担金ということなんですが、これに関してですね、明和町内での傾斜地というのは、平成22年に小林議員が質疑をされておりまして、どういうふうに対策するんやというお話があったと思います。これに対して、今回、実際に崩落が起きたということで、県のほうが国の法律等に基づいて、対策をしようということだと思っておりますけれども、これに対しての町の考え方ですね、崩落地でハザードマップに載っておるのは、何箇所あってというて、小林議員が9箇所ぐらいあると。

今回の崩落した部分に関してですね、お家がずっと何軒もあってですね、今回されるのは一部なのか、全体を通してされるのか。そこら辺のちょっと具体的な工事内容というか、もう少し丁寧に説明をしていただきたいのと。

それから、この急傾斜地に関するですね、内閣府がですね、この12月19日に広島のと砂災害を受けて、避難住民情報等を積極的に市町村は出さないよという指針を改定されたというふうに、新聞記事で載っておりました。

それも大事なんですけれども、雨量とか、そういう確認をするのは。傾斜センサーというのがあってですね、そういう大切なところは、そういうセンサーをつけてですね、確認をしていくと。やっぱり町がちょっとこれは危ないなというのは、直接ですね、連絡を入れて、大丈夫ですかということが、できるような体制まで整備されていくのか。そこら辺の確認。

あと県のこの今回の工事に関して、県がお金を出していただいて、町も負

担してくださいねというお話なんですけども、これは件数が何箇所か出てきた場合ですね、その対象として、どういう場所で、どういうところだったら、これは出ますよとか、これは出ませんよとか何か基準があるのであれば、再度お示しをいただきたいと思います。

以上です。

○議長（辻井 成人） 農水商工課長。

○農水商工課長（堀 真） 失礼いたします。先ほど、ふるさと水と土農村環境整備事業補助ということの中で、376万5,000円の補正をお願いさせていただきまして、ご質問いただきました。この事業でございますが、三重県県費を補助させていただいておるということの中でですね、県のほうに確認をさせていただいたところでございます。

三重県下では、当町とそれから伊賀市のほうで、こういう事業をさせていただいておるわけでございますが、この事業におきまして、用地買収というのは県費を入れておるとこの中で実施はできないということの中で、市町において今回負担をさせていただくということで、お願いさせていただいておる関係でございます。

この関係につきまして、伊賀市におきましては、用地買収等を含むような事業は計画されていないということでございますので、県内ではそういう事例は見つけることはできませんでした。ほかにもインターネット等におきまして、同様の事業がないかということを確認させていただいたところでございますが、そのような事業につきましては、該当するのを発見することはできませんでしたということでございます。

○議長（辻井 成人） まち整備課長。

○まち整備課長（沼田 昌久） 失礼します。急傾斜地の関係で質問いただきました。今回は、池村において崩壊があったということで、県のほうでの対応ができるということで、報告をさせていただいております。この池村地区についてもですね、基準が今現在、傾斜度が30度以上、そして、5 m以上、

高さが5 m以上、そして、もう1つ5軒が連なっておることが条件になります。これが県での工事ができる基準ということです。本来は所有者等の防護措置をとってもらおうということの中です、それができない、今回の場合は特にもう崩れてしまっておるということで、災害扱いとして県のほうで対応をしていただいたということでございます。

町における考え方というのは、もちろん町では急傾斜地に対するですね、対応というのは、今のところ県への負担金ということで、対応をさせていただくと。町独自です、それ以外のものを対応ができるというものでも今ございませんので、よろしく願いいたします。

そして、センサーの関係が出ましたが、広島の関係についてはですね、予期されないところと、そして、規模がもうまったく違うと思います。そういうセンサーについてですね、考え方というのは、今、私も聞かせてもろてですね、明和町ではですね、なかなか該当するものでもないかなというふうに思います。

現在は、現在というか今年ですね、土砂防止法の関係ですか。土砂災害防止法の関係で、調査を今、明和町に入っておりますので、そこら辺についてはですね、28年に向けてですね、報告と、それで公表等に移っていくはずでございますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

すいません。

**○議長（辻井 成人）** 答弁が終わりました。

10番 北岡議員。

**○10番（北岡 泰）** まず農水商工のほうでお聞きをして、補助等ではしないと、全国的にもめずらしいということで、よろしいんでしょうか。これからですね、総務産業常任委員会等で質疑もさせていただきましたけども、こういう取り組みがあれば、明和町としてはしっかりとやっていくという考え方でいいのか。それとやっぱり土地の購入というのは、事業推進、今この三重県内でもめずらしい、全国的にもめずらしい取り組みだということであ

ればですね、土地購入に関しては、やはり条例か何か、そのきちっとした規則をですね、つくっていくべきだというふうに、私は思うんですけども、そこら辺の考え方を再度確認をしたいと思います。

あと、急傾斜地の件なんですけども、ちょっと昨日ちょっといろいろ課長さんとお話しとって、調べさせてもらっておいたら、三重県ですね、平成25年の5月の事務事業概要ということで、県のほうの指針が出ておるのはですね、急傾斜地崩落対策事業として、傾斜度30度以上、崖の高さ10m以上、保全人戸10戸以上の危険地域で、危険個所で総事業費7,000万円の事業を行いますというふうに書いていますけども、ここら辺が26年度、27年度にだんだん変わってきたんでしょうかね。

先ほど言われたのは、崖の高さ5mというふうに言われていましたけれども、この文章では10mになっております。それから保全人戸が5戸いわれましたけど、10戸以上の危険地域というふうになっていますので、そこら辺こういういろんな事業内容が変わったんだというのであれば、ちょっとそこら辺の詳しい内容を、いつ変わったのか教えていただきたいなというふうに思いますし、国の補助とならない小規模な急傾斜地の対策ということで、県単でされるというのもあるんですけども、これは詳しい基準は書いてないんですけども、こちらのほうでされているんですか。

あと先ほどセンサーのことは、広島みたいに大規模やないとできやんとかいう、考えておらんという話なんですけど、これは情報としてお示しをさせていただきたいと思いますけれども、スマートフォンを活用したですね、地すべりの情報提供のソフトシステムができておまして、だいたい年間に5万円ぐらいでできる可能性があるということでもありますので、それも是非検討していただきたいと思います。よろしくお願いします。

住民の皆さんの安全のためでございますので、あと答弁でちょっと再度、残っておったなと思うのは、何軒も今、建っておるところの、2軒だけの部分なのかと。あとの残りはどうするのかと。崩れてきてからしかしないのか



ということも、ちょっと確認をしたいと思います。

○議長（辻井 成人） 町長。

○町長（中井 幸充） 1点目の用地の関係でございますけれども、今回は事業の延長線上という形の中で、本来ですと、事業そのものを、町あるいは県が支援しているわけでありますので、本来ですと町が用地を取得して、そしてその上で、事業を展開していただくというのが妥当かなというふうな思いであります。

しかしながら、この祓川の部分につきましては、自然環境を生かした、そして手作りによるというような状況の中では、なかなかもし万が一の事故が起こった場合等々において、やはり土地の所有者そのものが、やはり最終的な責任も負わなくてはならないようなことからですね、やはりなんでもかんでも、そういった形、今回のような形をとるかということ、そうではないというふうに私は思います。

もう1つ事例はですね、ご案内のように障がい者のケアホームの部分につきましては、明和町の土地を、元々あった土地でございますけれども、お貸しをさせていただいてですね、なんていうんですか、建てていただいているという部分がございます。

従いまして、これからもですね、必要に応じてと言うと何なんです、事業の内容とか、その諸々の性質とか、そういったものを見極めて、そういう支援もしていくべきだというふうに、私は思いますので、何もかもというわけにはまいりませんけれども、そういう要請があつて、中身を精査させていただいて、そして、議会の皆さん方のご了解を得る中でですね、了解が得られれば、こういう形をとっていきたいとそのように思います。

○議長（辻井 成人） 条例はつくるのか。

○町長（中井 幸充） 条例はですね、その時その時によるというふうに思いますので、できれば私としては、今、赤本の補助要綱が、それぞれの事業において、詳細にどういう形で助成するかということを決めておりますので、

条例までというのと、少し範囲が広がってしまいますので、要綱の中ですね、そういったことをきちっと定めていきたいなど、そのように思います。

○議長（辻井 成人） まち整備課長。

○まち整備課長（沼田 昌久） すいません。10m以上の基準という話でございしますが、10m、そして高さ10m、傾斜は30度で、それで10軒が連帯しておるといふ考え方ですね。これについてはですね、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律というのがございます。

これについては、国ですね、対応ということで、今の言われました10m、30度、10軒以上というものについて、金額的にもはりますけれども、これについては国のほうの事業としてやりますと。それで、それよりランクがちょっと下がってですね、今の5軒、5m以上というのがですね、県のほうで対応するという考え方でございます。

それと、今回のですね、池村の対応については、地元にも関係する人たち、あと自治会の自治会長さん等、集まっていたいてですね、話をさせていただきました。この機会にですね、ほかの4軒のうちについてもですね、対応をしたらどうですかという話もさせていただきましたけども、すぐにですね、対応という話にはなりませんでした。

実際には、一番関連づけて全部対応ができればですね、安くなると考え方をもって、話をさせていただいたんですけども、今回は崩れたところだけを指定をして、よろしくをお願いします。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

10番 北岡議員。

○10番（北岡 泰） 最後ですので、先ほどちょっと提言させていただきましたけども、傾斜センサーをですね、是非検討していただいて、急傾斜地のハザードマップの対象のところにはですね、池村の公民館も入っておるわけですね。ですから、何かあったら池村の公民館まで、今度は崩れてくる可能性もありますので、そういう意味では必要なところにですね、明和町はそん

なに急傾斜地はたくさんあるわけではありませんので、人家があつて、ちょっと危ないなというところには、そういうセンサーをきちっと配置してですね、たくさん予算がいるようでは大変だとは思いますが、でも町長さんのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（辻井 成人） 町長。

○町長（中井 幸充） なんていうんですか、危険箇所ということでございます。今回、対応させていただいておるところは、危険箇所というところですね、指定が実はされておられませんと従いまして、それだからというのではありませんけれども、1つちょっと困難になりますのは、全部、民有地でございます。……あればですね、直ぐにでも対応していかなければならないと思っておりますけれども、聞くところによると全部民有地でありますので、土地の所有者の方の理解を得なければならんという部分も実はございます。

それから、ご指摘いただきました池村のところなんかも、逆にいうと、今までは指定してあったんですけども、斜面が削られてですね、見た感じというに変なんですけども、なんていうんですか、崩れてくるような状況ではないということでございますが、ただ、我々ちょっと危険しますのは、西池のほうですね、民家が並んでおる、松阪よりのその部分ですね、そのところがどうなのかなというのがありまして、かなりの雨が降った時は、台風時でもそうなんですけれども、様子をやはり消防団や、それからまち整備のほうですね、パトロールをしながらですね、監視をするというような状況でございます。

従いまして、必要があればですね、また、ご指摘いただいたようなセンサーも付けていかなければならんのかなと、そのように思いますが、課長のほうからも報告しましたように、県の方で調査をずっとしていただいておりますので、それらの結果も見た上でですね、判断してまいりたいと、そのように思います。

○議長（辻井 成人） 他に質疑される方はございませんか。

9番 伊豆議員。

○9番（伊豆 千夜子） すいません。今の北岡議員の関連になるかと思うんですけれども、24ページのふるさと水と土のところなんですけど、ここに376万5,000円なんですけども、平米が1,877㎡、単価が2,000円でした。これを合計すると375万4,000円なんですけれども、1万1,000円の差というのは何なのかを聞かせてください。

○議長（辻井 成人） 農水商工課長。

○農水商工課長（堀 真） 失礼します。単純に掛けさせていただくと、1万1,000円の差が出るということでございます。こちらにつきましてはですね、登録免許税等の諸経費を1万1,000円計上させていただいておりますので、ご理解のほういただきたいと思います。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

9番 伊豆議員。

○9番（伊豆 千夜子） すいません。知らなかったというか、あれなんですけど、そういうのはいつもそういうふうに諸経費とか、そういうのもいれて、土地代として説明を受けたんですけども、そういうのを入れるものなんですか。

○議長（辻井 成人） 農水商工課長。

○農水商工課長（堀 真） 今、北岡議員からも言われましたように、こういうケースというのは、稀でございます、はじめと私としては、初めてのケースでございます。その中で登録免許税等の諸経費につきましては、計上させていただく中で、補正をお願いさせていただいておることの中で、ご理解賜りたいと思います。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

9番 伊豆議員。

○9番（伊豆 千夜子） ありがとうございます。わかりましたけども、じ

やあ、その説明の時に、その土地代ほかとかなんか、説明が、私個人としては欲しかったかなと思うところがあります。よろしくお願いします。

○議長（辻井 成人） 12番 奥山議員。

○12番（奥山 幸洋） 1点目は10ページのですね、総務費、総務管理費の2目の18節ですか、備品購入費25万3,000円、マイナンバーの備品というふうにお聞かせ願ったんですけども、重要書類やと役所の場合ですと、パソコンなんかですと、その人の、使った人の名前がわかって、何時にそれを見て、どういう目的で使ったかというふうなことは、管理されておると思うんですけども、これはたぶん備品でロッカーみたいなものになると思うんですけども、こういうふうなマイナンバーになると思うんですけども、扱う時のこの管理の仕方というのは、どんなような管理になるのかというのを、日々の管理ですか、どのような管理をされるのか、お聞かせ願いたいと思います。

それとですね、20ページの民生費の児童福祉費の6目の15・工事請負費で、乗り入れとか、グレーチングとか蓋とかいうふうに、お聞きをしたんですけども、238万6,000円。これはそのものだけで、それ以外に本体のほうとか、こんなまったく関係はないわけですか。その辺のところをお聞かせください。

それと、もう1点、32ページのですね、賃金のところで、104万円、学習支援員賃金、年度ももう後半になってきたんですけども、民意でどこで、どのような理由で、今これが必要になってきたのかというところをお聞かせください。以上です。

○議長（辻井 成人） 総務課長。

○総務課長（西田 一成） 奥山議員から10ページの備品購入費の関係で、ご質問いただきました。庁用備品です。これはこの度のマイナンバーの関係です、特に社会保障の関係で、福祉業務のほうで、福祉保健課と長寿健康課のほうです、各種申請書に個人のマイナンバーを記録していただく申請書を、日々事務処理をしていくということがありまして、今の状況の中

では鍵付きのですね、きちっとしたキャビネット、管理をするためのキャビネットが不足しておるといふ、予算要求を2課からいただきまして、これは庁用備品として、総務課で一括して、ある程度統一的なものを購入したほうがいいということで、鍵付きのキャビネットを、日々の申請書を、個人のマイナンバーを記録された申請書を保管するという形の中で、庁用備品のお願いをしておるといふものでございます。

○議長（辻井 成人） 教育総務課長。

○教育総務課長（西口 竜嘉） 工事の内容ということで、説明をさせていただきますと、前面のところに側溝がありまして、ここに鉄板を引いてですね、とりあえず落下防止のための対策ということになります。鉄板自体はですね、それほど厚いものを敷くわけではございませんので、その側溝と園舎の間にフェンスの間に、ちょっとスペースがございますが、そのほうへ車が乗り入れるとですね、収拾がつかないようなことも考えられますので、その乗入防止用のゲルメーターの表示のものもあわせて設置をさせていただくということで、ご理解をお願いいたします。

○議長（辻井 成人） こども課長。

○こども課長（世古口 哲哉） 学習支援員の賃金の部分のご質問ですけども、当初予算で22人で予算をいただいたんですけども、どうしても学校との折衝の中で、3人ほどちょっと足りない、どうしても必要だということで話がありました。それで、その中でですね、どうしていくかということで、よう考えさせてもらって、同じ科目の中に、臨時校務員の賃金とか、非常勤講師の賃金というのがありまして、トータルで年間なんとか動けないかなということで、動かしていこうというふうに考えておったんですけども、どうしてもやっぱり最終試算しますとですね、足らなくなってきたということで、ちょっと今回お願いしたいということで、予算をあげさせていただいております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

12番 奥山議員。

○12番（奥山 幸洋） ありがとうございます。鍵付きのロッカーで管理していただくということで、了解をさせて、わかりました。あとのほうについては、説明ありがとうございました。以上です。

○議長（辻井 成人） 他に質疑される方はございませんか。

7番 乾議員。

○7番（乾 健郎） 31ページ、32ページの小学校費、備品購入費の小学校情報教育施設管理費の備品等修繕料で、パソコン等ウイルス感染というご説明だったと思うんですけども、15台も感染をしとるということなんですが、どのようなものから感染をしたかという追求はしてもろたのか。それに対する対応はとってもらてあるのか。また、他の公共機関というんですか、小学校やそういう施設でのパソコン等の問題はないのかを、確認していただいておりますのか、また個人的な情報漏れや、そういうのはないのか等を確認していただいておりますのか教えてください。

○議長（辻井 成人） 教育総務課長。

○教育総務課長（西口 竜嘉） 今回、ウイルスに感染していることがわかりましたのは、情報教育の中で、支援員の方がですね、それから学校の先生の中で、どうも動作のにぶいものがあるということの中でですね、業者で調べたらウイルスに感染しとる恐れがあるということでした。

通常の使用では、ほとんどわかりにくいような動きをしておりましてので、中学校、小学校合わせてですね、全部で175台パソコンがあるんですが、それについて全部を調べさせていただいたところ、15台がそういうようなウイルスに感染していることがわかったということでございます。

感染経路につきましては、わかりません。不明ということなんです。対策をしているかということ、ウイルス侵入防止用のソフトをですね、全パソコンには導入しておりますが、新手のというか、そういうウイルスにはなかなか対応しきれないということも、今回わかりました。もともとパソコンの使用

に関してはですね、小学校のパソコンについては、校長先生の許可を得て、教材用のソフトのダウンロードをですね、するような指導をさせていただいておりますが、なかなか校長先生もそこまでパソコンに詳しいわけではございませんので、非常に防ぎにくいものの1つであるのかなというふうに思います。

今後、情報教育担当者推進会議というのがですね、もう構築をされておりました、その中で小学校のパソコン、ダウンロードの仕方であるとか、ウイルスの侵入を防ぐというものについてですね、どういうふうにしていったらいいのかということですね、実は先般も11月に会議を持ちましてですね、協議をさせていただいておるところでございます。

新たなシステムも構築していくと、非常に費用もかかってくることもございますが、松阪市であるとか、多気町であるとか、玉城町であるとか、そこら辺のですね、対応の仕方も考えながらですね、一括、1つのやり方としては、もう全然、先生やらが個人でダウンロードをするのを止める、もう許可しないという方法と、それから、集中管理をしてですね、ダウンロードをさせていくと、そういうような方法も考えられますので、これらについてもその経費につきましてもですね、ちょっと検討させていただきたいなというふうに考えております。

それから、その情報漏れに関しましてはですね、そういう情報を自然に吸い出していくようなウイルスではありませんでしたので、それはもう確認をさせていただいております。

以上でございます。

**○議長（辻井 成人）** 答弁が終わりました。

7番 乾議員。

**○7番（乾 健郎）** これ15台もというと、いつの間から、いつの間までの期間に、ウイルスに感染しとったんかということが、わからないんか。それとも、1年に一遍ぐらいは、こういうチェックはしているのか、していない



のか。これから特にIT関係の、小学校でも生徒さんらの授業も、だんだん、だんだん増えてくる授業になってくるんじゃないかと思しますので、そういう問題は、これから十分対応をしていってもらわなければならない問題になってくるんじゃないかと思しますので、その辺の対策と15台一遍になったんか。それとも、期間をどのような形でチェックをしとるんか、教えてください。

○議長（辻井 成人） 教育総務課長。

○教育総務課長（西口 竜嘉） 感染をしたのはですね、いつかというのは、もうはっきり、これはわかりません。結局、1台のパソコンが、そういう状況に陥りましたので、全部のパソコンを調査したということでございます。もう1つはですね、非常に例えば画面を閲覧するだけで、感染してしまうものであるとか、あるいはメールに付随したものであるとかですね、それから、もう1つは、やはり紛らわしい教材に付随してくるものとか、そういうものがいろいろありましてですね、それは1台ずつパソコンのタイプ、15台のうちをですね、全部調べてどういうものに感染しておるのかというのは、把握をしておりますが、非常に対策としては難しいのかなというのが現実であります。

子どもたちが学校で授業で使っているパソコンにつきましては、閲覧ができるだけありますので、その都度、立ち上げた時に、初期化をしてしまうという形になりますので、子どもたちのパソコンには、ウイルスは感染しておりません。

今後、じゃあ毎年毎年、パソコンでですね、チェックをしているか、これは実は行っておりませんので、そういうことも含めましてですね、今度、情報教育担当者推進会議の中でですね、検討はしていきたいなというふうに考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

7番 乾議員。

○7番(乾 健郎) 役場でも、いろんなね、パソコンを使っていただいておりますし、インターネット等も使って、勉強していただくのも大事じゃないかと思っておりますので、学校だけでなく、一般の教育関係全般、公共関係には、そういう対応を十分していただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長(辻井 成人) 他に質疑される方はございませんか。

13番 松本議員。

○13番(松本 忍) すいません、24ページのですね、環境衛生費の負補交、上水道補助16万7,000円につきまして、内訳のほう、詳細のほうを教えてください。

それと、乾議員の関連になりますけれども、小中学校あわせて175台のパソコンがあると。今回、ウイルスに侵された15台分のソフトを購入して入れると。残りの台数については、推進会議でウイルスソフトのほうを入れていただくか、何なりすると言われてましたけれども、それは28年度のですね、当初予算に盛り込んでぐらいで、いけるんですか、お伺ひします。

○議長(辻井 成人) 人権生活環境課長。

○人権生活環境課長(世古口 和也) 上水道事業補助の16万7,000円でございますけれども、これは水道事業のほうに人件費の増分補助ということでございますけれども、主にですね、扶養手当とか期末手当、勤勉手当の増の補助でございます。

○議長(辻井 成人) 教育総務課長。

○教育総務課長(西口 竜嘉) 今回のですね、このあげさせていただいた予算はですね、パソコンをいったん業者に持ち帰っていただいて、駆除をしていくというやり方です。ソフトの購入ではございません。ソフトは既に全部入れてありますので、新たなウイルスに対応できるかどうかというところがですね、非常にわかりにくいというふうに思っています。そこら辺も含めてですね、例えば役場のような集中管理にしていくのほうがいいのか、学校

ごとにしていくのかいいのか、いろんなやり方があると思うんですが、その辺についてはですね、一番方法をですね、検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

13番 松本議員。

○13番（松本 忍） 集中管理とか、いろいろ手法はあると思うんですけど、それはですね、これは要望になりますけども、早い時期、全台に、175台に、できれば当初予算に計上できる、いただけるようにお願いしたいと思います。以上です。

○議長（辻井 成人） よろしいですか。

他に質疑される方はございませんか。

11番 樋口議員。

○11番（樋口 文隆） 同じページを見ていましたんで、ちょっと今、思いついた。24ページのですね、11需用費の印刷製本費で、用紙の変更ということでご説明がありました分ですね、19万1,000円ですか。今までの印刷費で、これこの補正予算だけに限らずですね、書式が変わったり、いろんなところで変わりますとですね、印刷をもう一遍やり直して、その申請書等をですね、作り直すということが必要になってきますね。今まであった用紙ですね、それはどのように、ご活用になっているんか。両面印刷でなかったら、片面はメモ用紙でも使えるんじゃないかなとそういったことで、使われておるのかどうか。どういう処分されておるのかというのと。

申請用紙が変わりますと、インターネットでホームページで、いわゆる取り出しができるように、スキミングができとる部分もあります。全てができてはないと思うんですけども、そういったお考えがあるのか、ないのかというのだけ教えてください。

○議長（辻井 成人） 長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） 今回のやつは、複写式の4枚のやつです。

2枚ですので、再利用というのはいけません。今回の変更につきましては、検査項目が変わったり、様式を松阪管内で統一しとるんですけども、松阪市ガラッと変えてきましたので、検査内容が変わったり、問診の一部が変わったりということで、前のやつは全然使えない状態になっておりますので、今回、補正させていただいたということでございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

11番 樋口議員。

○11番（樋口 文隆） そうすると、スキミングもできない、取り出しもできないということではないんですかね。そうですね。

○議長（辻井 成人） 長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） 医療機関のほうに送るもので、お医者さんが書いてもらうものでございますので、一般の方には使っていただけないものでございます。

○議長（辻井 成人） よろしいですか。

他に質疑される方はございませんか。

8番 江議員。

○8番（江 京子） すいません。20ページのこのこども園の側溝の蓋のお話があったんですけど、側溝というか、溝が園の裏側のほうにもありまして、結構、以前から言っているんですけど、雨が降ったりすると、赤土がどんどん流れて、フェンスの足元の土も流れるようなことがあって、溝がすぐ埋まってしまうようなことを見かけているんですけども、そちらのほうの対応は今回はされるつもりはないのか、お聞かせください。

○議長（辻井 成人） 教育総務課長。

○教育総務課長（西口 竜嘉） 今回のですね、園舎周辺の環境安全対策整備ということでですね、お願いをしております。必要であればですね、これから徐々に整備をしていきますが、徐々にですね、良いこども園にしていきたいということを考えておりますので、そこら辺のところも、また合わせて

ですね、今後の課題とさせていただきますが、今回は園舎の前面の側溝の蓋を設置、落下防止の蓋を設置ということで、ご理解をお願いしたいと思えます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

よろしいですか、8番 江議員。

○8番（江京子） やっぱり側溝を蓋をするのは、安全対策でいいんですけど、上から流れてくる元を、きちんとして欲しいと思いますので、これからもそこら辺の整備のほうをしていただくように、要望としてお願いいたします。

○議長（辻井 成人） よろしいですか。

他に質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで歳出全般の質疑を終わります。

続きまして、5ページから8ページの歳入全般並びに議案書の46ページ、第2表 地方債補正を合わせてお願いします。

質疑される方はございませんか。

10番 北岡議員。

○10番（北岡 泰） すいません。聞き漏らししかわかりませんので、教えてください。

7ページ、8ページのですね、雑入90万というのは、どこから来るお金なのかというのを、ちょっと再度お願いします。

○議長（辻井 成人） 防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 自治総合センターから地域防災のですね、育成事業ということで、助成していただくものでございます。今回の場合は、女性消防隊の育成という名目でいただきました。

○議長（辻井 成人） 他に質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) 質疑される方がないので、これで議案第72号の質疑を終わります。

---

### ◎議案第73号の質疑

○議長(辻井 成人) 続きまして、議案第73号 平成27年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算(第3号)の質疑を行います。

質疑は、歳入歳出全般及び議案書の51ページ、第2表 地方債補正をあわせてお願いします。

質疑される方はございませんか。

7番 乾議員。

○7番(乾 健郎) 歳出の7、8ページで、これは教厚委員会の人に質問させていただいて、項目を言わないかんか。4目・歴史的風致維持向上計画推進費の15工事請負費、社会資本整備総合計画等工事ほかの項目で、稲木山排水の工事の件をお聞きさせていただいたにも関わらず、全協の席で、ご返事をしていただくという形でしたんですけど、結局、ご返事をいただかなくて、本会議の一番最初にご説明をいただいたんですけども、結局はこういうことが起こるといことは、やはり町の職員の体制に問題があるんじゃないかと、私は思うんですけども、その辺の考えを教えてください。

それと、この工事のですね、町道の舗装の使用が問題がないのかどうか。これは町道パイプライン事業の工事も含めてされておる道路でもありますので、傷みはほかの項目でも、県でも傷んでとったところは、少々あったとは思いますが、何が原因でこのように、大きな陥没になったかを、町当局はどのように考えてみえるのかを教えてください。

○議長(辻井 成人) 町長。

**○町長（中井 幸充）** 2点目のご質問でございますが、職員の怠慢と違うかというお話ですが、ご案内のように、皆さんからいただく質問は多岐にわたります。従いまして、答弁漏れというのは多々あるというふうに、私も答弁しているときに、忘れてしまうこともあります。

しかしながら、今回は議長のおはからいで本会議の冒頭に、補足をさせていただいたところでございます。できればですね、その場で皆さん、議員の皆さん方もですね、答弁漏れやということをですね、はっきりおっしゃっていただくと、今回のような乾議員、不愉快な思いはしなかったのではないかなというふうに思いますので、我々も注意深く、きちっと皆さん方の質問を受け止めて、答弁するようにはしてございますけれども、それでもなお、忘れるというようなことがございますので、是非、その場その場でですね、自分の質問したことに対して、答弁漏れやないかということをご指摘いただくことも、また、この会に合わせてお願いを申し上げておきたいと、そのように思います。

今回の場合、答弁漏れがあったということにつきましては、担当のほうの職員も、冒頭にお詫びを申し上げながら、議長のほうの取り計らいで、あえてそういう場を設けさせていただきましたので、その点、今後、十分注意をしていきますが、是非、答弁漏れがあった場合は、是非、皆さん方のほうからですね、ご指摘をいただくように、改めてお願いを申し上げまして、答弁に代えます。

**○議長（辻井 成人）** まち整備課長。

**○まち整備課長（沼田 昌久）** 議会の前に話をさせてもろたとおりですね、パイプラインが入っておるところのことを言われるんだと思いますが、県の事業においては、パイプライン後、仮設の舗装がされております。そして、その場所にですね、今回、稲城山の工事のほうで、2業者が搬入路として入ったということで、私も状況も見ましたが、普通ああいうふうな亀裂とか、沈下というのは、普通は起こらないというふうに思います。

ただ、今、県のほうの話の中で仮舗装ということで、今年の補正または来年早々にもですね、本復旧をやるということで考えておりますので、連絡をもらっておりますので、今回の工事に関して、応急的にへっこんだところというのは、安全を期してですね、今の業者のほうにですね、対応をしていただくということで、話をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

7番 乾議員。

○7番（乾 健郎） 町長は答弁漏れだけで処理をされてみえますけども、いろんないくつかの質問をして、答弁漏れというんだったら、わからんことないんですけども、斎宮跡課ですもんで、こういう工事は専門でないので、後日、全協でご返事をさせていただくという形で言われて、それが何もなかったわけですよ。

それで、こういう質問をさせていただいておるわけですので、その辺は、答弁漏れとは僕は違うと思うんですよ。そういうことは、やはりちゃんと認識をさせていただいてないから、こういう問題に発展してとるというところがあるんじゃないかと思っておりますので、お聞きしとるわけですので、よろしく願いします。

それから、今の課長さんのご説明、わからんことはないんですけども、やはりね、舗装のなんていうんですか、使用が、本当にその程度でいいのかというのまで聞きたいわけなんですよ。それか、他のなんていうんですか、物件でも、そういう問題が生じとる箇所がありますので、お聞きしたいわけなんです。その辺は工事をちゃんと管理させていただいておるのかどうか。例えば、搬入車両が積載オーバーとか、そういうのまで管理させていただいておるのかどうかをお聞きしたいんです。その辺よろしく願いします。



○議長（辻井 成人） お諮りします。

議事整理のため、暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

（午前 9時 50分）

---

○議長（辻井 成人） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 10時 00分）

---

○議長（辻井 成人） 他に質疑される方はございますか。

10番 北岡議員。

○10番（北岡 泰） よろしく申し上げます。議案書の52ページの地方債補正で、変更ですね、600万、補正前に行って、補正後0ということで、何かこの起債の目的で合うだろうということで、進めておったものが、何かの話でだめになったのか。そこら辺ちょっと、もうちょっと詳しい内容を説明してください。

○議長（辻井 成人） 斎宮跡・文化観光課長。文化財保存活用監か、失礼。

○文化財保存活用監（中野 敦夫） 失礼します。この600万の起債なんですけども、6月補正の時にですね、歴史的風致活用国際観光支援事業のメニューがありますということで、お伺いしていて、それである程度進めてですね、それで起債の対象になるということを思ってですね、通常の歴史的風致、今までやっている事業と同じだということで進めておりました。

その後、いろいろと申請書とかつくっていく中でですね、国交省のほうか

ら連絡があつて、財務省との協議の中で、これは起債対象外ですと、新規事業ですけど、の中で起債対象外としますという連絡がありまして、それでちょっと見込み違いということで、減額させていただきました。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

10番 北岡議員。

○10番（北岡 泰） 見込み違いということで、仕方がないんかもしれませんが、もうちょっと精査をしていただいて、あげていただくよう要望しておきます。

○議長（辻井 成人） 他に質疑される方はございませんか。

11番 樋口議員。

○11番（樋口 文隆） 予算書8ページです。15、工事請負費のW i - F i のステーション整備工事ほかということで、その内容です、W i - F i のですね、公衆無線LANというんですか、ということで、9月ごろですね、私もちょっとあの時に、委員会なり全協で言えばよかったんやけども、ちょっと忘れておつて、新聞をちょっとあの時に見た時に、セキュリティー甘すぎやおまへんかというような題です、警察の教育指導があったということで、京都が公衆W i - F i がですね、2014年の12月ごろからエリアを拡大したと。この間も説明があったように、エリアを拡大できるんやということで、すいません、マイクを忘れていました。ということで、ございました。

その中でですね、京都を訪れる外国人、これがですね、京都がやり始めた時に、なんか不満度ナンバーワンだったそうなんです、W i - F i が。それで、なんでかなあというたら、アドレスを入れたり、いわゆるセキュリティー的な部分なことで、それを入れやんとですね、つながらないということで、その手法がですね、複雑やったということで、外国人の方が使う時には、なかなか使えなかったということで、その接続方法を見直して、今度、京都、簡単にやったというふう書いてあるんですよ。

要するに、利便性を優先するというので、やられたということなんで、

それで外国人の方も大いにですね、活用されて、利用されておるのやというふうに思うんですけども、そういった中で、この警察の教育指導があったというのは、何でかなということで見ればですね、やっぱりサイバー犯罪の足場になってくるとか、いわゆるまた利用者のセキュリティーの、要するに盗聴の恐れがあるとか、そういうような内容でした。

京都市でいうて、規模が全然違うのでね、今回の齋宮跡の部分ではないかもわからないですけども、例えばW i - F i の、そういう危惧される場所があるということの中で、今、先ほどですね、北岡議員のほうからもですね、冒頭ほかの予算のことの中で言われたんですけども、モバイルネットワークというですね、いわゆる1つの手法として、携帯電話公社の利用ですね、そういったそういう利用についてはですね、そういったセキュリティーは、これよりは守られておるということで、その利用されておるところもあるそうです。

その点ですね、どのようにお考えなのかを、ちょっと1点聞かせてほしいんです。

**○議長（辻井 成人）** 文化財保存活用監。

**○文化財保存活用監（中野 敦夫）** セキュリティーのことです、当初、総務省さん、私とここでいきますと、東海総合通信局さんとの協議の中でですね、メールアドレスを登録して、それで認証するというのが、まず流れの中でですね、入れてくださいというお話をいただいておりますので、私とこの今、考えているのは、メールアドレスを登録するというので、入っていただくというふうに考えております。

それと、あと1つは、24時間ですね、ずっと開放するというのではなくて、やはり観光客を目的にしておりますので、時間制限、例えば8時半から5時までというような形で、これは一つの案なんですけども、そういう形で時間制限をする。それと、また滞在時間、もう一つの方法はですね、滞在時間2時間程度であれば、2時間程度の設定をして、それで2時間たてばですね、

1回切れるというような3段階の方法がありまして、それをですね、組み合わせながら、今、東海総合通信局さんと今、協議をしております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

11番 樋口議員。

○11番（樋口 文隆） ありがとうございます。セキュリティー面では、やはりそういった格好で守られておるということですので、ちょっと納得しました。あと、片方ですね、先ほど言わせてもらったように、外国人の方が来られた時に、京都の二の舞を踏まえないように、なんかもうちょっと簡単な方法、なんかございましたら、ひとつご検討を。ひょっとしたら外国人、よけ、来はるかもわかりません。今度サミットもありますね、町長。だんだん大きくなってくると思います。ひとつよろしくお願いします。要望です。

○議長（辻井 成人） 10番 北岡議員。

○10番（北岡 泰） すいません。今回のWi-Fiは、防災観光Wi-Fiになっておるとお思いますので、そこら辺の時間の制限等も、丁寧に一遍どういうふうにするかというのは、検討していただきたいと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（辻井 成人） 文化財保存活用監。

○文化財保存活用監（中野 敦夫） 失礼しました。ちょっと説明不足でした。災害時におきましては、認証を全て開放すると、フリーにするということで、誰でもがもう使えるというような流れになっております。

○議長（辻井 成人） よろしいですか。

他に質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで議案第73号の質疑を終わります。

## ◎議案第74号の質疑

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案第74号 平成27年度明和町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

質疑は、歳入歳出全般でお願いします。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで議案第74号の質疑を終わります。

---

## ◎議案第75号の質疑

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案第75号 平成27年度明和町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

質疑は、歳入歳出全般でお願いします。

質疑される方はございませんか。

10番 北岡議員。

○10番（北岡 泰） よろしく申し上げます。歳出の維持管理費のほうです、ね、笹笹処理場の接続率が向上したためというふうに説明を受けました。年度当初はどのぐらい想定をしておいて、今どのぐらい接続率が上がったのかというのを、件数とパーセンテージがわかたらパーセンテージをよろしく申し上げます。

○議長（辻井 成人） 上下水道課長。

○上下水道課長（菅野 亮） 現在の笹笹処理場の状況ですけれども、11月末で接続申請が530件ということでございまして、接続率は50%強で、そういう意味ではだいたい想定範囲内ですが、電気代のほうがですね、当初の見込

みよりもちよつとかかったということで、ちよつと補正をお願いさせていただきたいということでございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

10番 北岡議員。

○10番（北岡 泰） 接続率等は当初の見込みどおりで、電気代だけが上がってしまったと。それも220万も上がったというのは、なぜなのでしょう。

○議長（辻井 成人） 上下水道課長。

○上下水道課長（菅野 亮） 実績は去年だけでしたもので、もうちよつと多めに予算をお願いするとよかったですけども、月70万程度の金額でいってまして、今回、その実績がですね、それよりも増えて、このままでいくとちよつと不足するかということで、これはちよつと見込み間違いということで、すいませんが、お願いいたします。

○議長（辻井 成人） 10番 北岡議員。

○10番（北岡 泰） フレックスとか、大きな規模のやつはされとるはずですので、想定見込みがないように、しっかり頑張っていたきたいと思います。以上です。

○議長（辻井 成人） 他に質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで議案第75号の質疑を終わります。

---

### ◎議案第76号の質疑

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案第76号 平成27年度明和町介護保険特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

質疑は、歳入歳出全般でお願いします。

質疑される方はございませんか。

10番 北岡議員。

○10番（北岡 泰） よろしくお願ひします。介護の歳出の保険給付費で、居宅介護サービス計画給付金が1,100万という数字が計上されてますけど、これっってもうちょっと具体的に、件数はどのぐらいあって、1,100万になったんか、当初はどのぐらいの想定やったのか。そこら辺ちょっと教えてください。

○議長（辻井 成人） 長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） この予算を組むときに、前年度の金額、ちょっと件数ではみてませんで、実績金額から伸び率をかけて、とって、この今まで、9月まで支払った、9月分の実績が支払った分を見て、今後、必要な金額を計算しまして、これぐらい足りないということで、今回、補正させていただきますので、ちょっと件数等については、また後日。要因につきましては、やはり介護を受ける方が多くなったというふうな原因でございますので、ちょっと件数等はまた後日、提供をさせていただきます。

○議長（辻井 成人） 10番 北岡議員。

○10番（北岡 泰） ちょっと数字が1割以上も伸びておりますので、当初かなというふうに思いますので、一生懸命、介護のかからんでもいいように体操等で、頑張って事業推進してもろとるわりには、こういうことになったので、どうしてかなというふうに思いますので、是非、分析して教えていただきたいと思います。以上です。

○議長（辻井 成人） 他に質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで議案第76号の質疑を終わります。

## ◎議案第77号の質疑

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案第77号 平成27年度明和町水道事業会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

質疑は、収入支出全般でお願いします。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで議案第77号の質疑を終わります。

以上で、一括上程した各議案の質疑を終わります。

---

## ◎全議案の討論

○議長（辻井 成人） これから討論を行います。

討論は、一括上程した全議案を対象に行います。

一部の議案についてのみ討論される方は、議案名を明確にしたうえで、討論されるようお願いします。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

---

## ◎議案第72号の採決

○議長（辻井 成人） これから一括上程した各議案の採決を行います。



まず、議案第72号 平成27年度明和町一般会計補正予算（第3号）を採決をします。

議案第72号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

○議長（辻井 成人） 起立全員です。

したがって、議案第72号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第73号の採決

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案第73号 平成27年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第73号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

○議長（辻井 成人） 起立全員です。

したがって、議案第73号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第74号の採決

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案第74号 平成27年度明和町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第74号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

○議長（辻井 成人） 起立全員です。

したがって、議案第74号は、原案のとおり可決されました。

---

**◎議案第75号の採決**

○議長（辻井 成人） 続きます、議案第75号 平成27年度明和町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

議案第75号は、原案とおりに決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

○議長（辻井 成人） 起立全員です。

したがって、議案第75号は、原案のとおり可決されました。

---

**◎議案第76号の採決**

○議長（辻井 成人） 続きます、議案第76号 平成27年度明和町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第76号は、原案とおりに決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

○議長（辻井 成人） 起立全員です。

したがって、議案第76号は、原案のとおり可決されました。

---

**◎議案第77号の採決**

○議長（辻井 成人） 続きます、議案第77号 平成27年度明和町水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第77号は、原案とおりに決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

○議長（辻井 成人） 起立全員です。

したがって、議案第77号は、原案のとおり可決されました。

以上で、一括上程した各議案の採決を終わります。

---

○議長（辻井 成人） お諮りします。

議事整理のため、暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。30分まで。

（午前 10時 17分）

---

○議長（辻井 成人） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 10時 30分）

---

### ◎議案第78号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第3 議案第78号 平成27年度明和町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

○議長（辻井 成人） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（中井 幸充）** ただいま上程されました、議案第78号 平成27年度明和町一般会計補正予算（第4号）につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、歳入歳出それぞれ5,000万円の追加補正をお願いするものでございます。歳出は、企画費でふるさと納税（寄附）の申込件数が急激に増加していることから、ふるさと納税にかかる謝礼と諸経費と、ふるさとづくり基金費で、ふるさとづくり基金積立金の追加補正をお願いしています。

歳入は寄附金で、ふるさと寄附金でございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議のうえ、お認めいただきますようお願い申し上げます。

**○議長（辻井 成人）** 提案理由の説明が終わりましたので、詳細の説明を歳入、歳出あわせてお願いいたします。

防災企画課長

**○防災企画課長（中谷 英樹）** 失礼します。

7ページ歳出をご覧いただきたいと思います。

7目・企画費は、2,732万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。ふるさと寄附金は、当初予算において2,000件、9月補正予算で5,000件を追加させていただき、合計7,000件分について、予算計上させていただいております。前年に比べまして、税額控除の拡大やワンストップ特例制度導入によりまして、寄附件数が伸びている傾向にあることや、謝礼品に松阪肉のセットを追加したことなどから、12月に入って半月で1,800件を超えまして、12月16日現在で、5,540件、約6,600万円のご寄附をいただいております。

今後のふるさと寄附金事務に支障をきたす状況になっておりますことから、追加補正をですね、お願いするものでございます。

まず、8節・報償費は2,500万円の増で、ふるさと寄附の謝礼となります。

12節・役務費は232万3,000円で、郵送料82万3,000円、ふるさと寄附手数

料150万円となります。

その下でございます。

6目・ふるさとづくり基金費でございますが、2,267万7,000円の増額で、25節・積立金、ふるさとづくり基金積立金は2,267万7,000円となります。

続けさせていただきます。

お戻りいただきまして、5ページでございます。歳入でございます。

1目・総務費寄附金は5,000万円の増額で、1節・総務費寄附金、ふるさと寄附金は5,000万円となります。

どうぞよろしく願いいたします。

**○議長（辻井 成人）** 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、歳入歳出全般でお願いします。

質疑される方はございませんか。

14番 綿民議員。

**○14番（綿民 和子）** すいません。ふるさと納税ですが、多くなった要因ということで、先ほど聞かせていただいたんですけども、人気のある商品とかは、何かとかいうのが1点と、それから、明和町の方が他の市町村に、こういうふうふるさと納税をされていると思うんですが、税収のことなんですが、どれぐらいの影響があるのかということ、教えていただきたいと思えます。

それから、品物のことなんですけども、いろいろ人気のある品物が何か、一番それが、何かということと、それが、商品が間に合うのかという、送られるのに間に合うかということだけ、お聞かせください。

**○議長（辻井 成人）** 防災企画課長。

**○防災企画課長（中谷 英樹）** まず明和町、今現在、謝礼品といたしまして、24品目ですか、揃えさせていただくことができております。その中の人気商品、今まで、うなぎ等がですね、非常に人気ございました。ただ、12

月1日から町内業者さんのご好意によりまして、松阪肉のセットを4セット、いろいろな組み合わせで、一つは5万円の高額商品、5万円以上の寄附の高額商品、それと1万円以上のいろいろな詰め合わせの3セットを加えさせていただきましたところ、先ほども申しましたとおり、12月に入りましてからですね、1日に200件とかというような、オーダーをいただくようになってまいりました。

こういった部分で、新たなメニューを追加したことによりましてですね、急激に、12月現在、増えているところでございます。

商品の発送等について、間に合うのかということでございます。あくまでも人気商品については、限定というようなことも書きまして、月何セットということですね、それぞれのセント数を決めさせていただいております。ですので、それを超えた部分について、業者さんが対応できる分ということで、対応させていただいておりますので、現在のところ、ご寄附いただいた方から、そういった苦情については届いておりません。

それと、もう1点、明和町の住民税、とにかくふるさと寄附でございます。明和町の方がよそへしてしまったらですね、明和町の住民税にもそういった影響が出るわけございまして、そういった部分でございますが、まず、他の市町からご寄附をいただく場合、町の住民税には何ら影響はございませんが、明和町にお住まいの方がですね、お住まいの方で、所得税を納付されている方が、ふるさと寄附された場合に影響が出てくることになります。

これもですね、私ども、自分とこのふるさと寄附の件数を増やすのも、非常に重要なことではございますが、26年、逆に明和町の方が、この部分にのって寄附されて、明和町の税に影響があつてはいけません。ですので、平成26年度の場合で、明和町の事例を調べております。明和町の昨年の26年中の確定申告者数がですね、3,777人ございました。そのうち寄附金控除対象者で、ふるさと納税対象者がですね、61名おられました。

住民税の減といたしましては、185万4,300円が還付されることになってお

ります。うち町民税の、この住民税の中には、町民税60%と、県民税が40%  
ございますので、実質60%分、町民税の60%分で、先ほどの6がけでござい  
ますが、111万2,580円が還付をさせていただく影響額ということで、現在、  
把握しておるところでございます。

ちなみに平成26年度の交付措置納税の想定額は2,364万5,000円となってお  
りして、そういった中で先ほどの還付額が発生しておるとするのは事実でござ  
います。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。よろしいですか。

14番 綿民議員。

○14番（綿民 和子） もう一回すみません。ありがとうございます。ごめん、  
1点だけ寄附の使い道ということで、教育のことなのか、福祉のことなのか、  
何に使ってくださいというのが、一番多い項目かだけ教えてください。

○議長（辻井 成人） 防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 寄附の用途について、私ども指定をしてい  
ただくようにしております。現在、寄附の指定等について、一番多いのはや  
はり、何に使ってもいいよという指定なしというのが、多うございます。次  
いで、教育・文化。健康福祉が拮抗しているという状況でございます。ほぼ、  
指定なしでご寄附をいただいている状況でございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。よろしいですか。

他に質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで議案第78  
号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方は、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終

わります。

これから、議案第78号 平成27年度明和町一般会計補正予算（第4号）の採決を行います。

議案第78号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

○議長（辻井 成人） 起立全員です。

したがって、議案第78号は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎請願第1号の上程から採決

○議長（辻井 成人） 日程第4 請願第1号「平和安全法制」国会審議に関する請願を議題とします。

この件に関しましては、議会運営委員会にお諮りし、総務産業常任委員会でご審議をいただいておりますので、ただいまから、総務産業常任委員会委員長の報告を求めます。

奥山幸洋委員長、登壇願います。

○総務産業常任委員長（奥山 幸洋） 請願審査報告をします。

平成27年第3回定例会、9月10日の本会議において付託されました、下記の請願に対しまして、その審査の結果を会議規則第94条第1項の規定により報告します。

1. 付託された請願名 請願第1号「平和安全法制」国会審議に関する請願。
2. 総務産業常任委員会開催日 平成27年9月11日、平成27年10月14日。
3. 委員会出席者 委員7名、町長、副町長、関係の課長。
4. 審査の概要 9月11日の委員会では、事務局より請願書の朗読を行った後、紹介議員に請願の趣旨について、説明を求めました。



紹介議員によりますと、請願第1号「平和安全法制」国会審議に関する請願について、政府は、10法案を一括した「平和安全法制整備法案」と新法「国際平和支援法案」を5月14日に閣議決定し、国会に提出しました。これらの法案は、今までの歴代の政府が70年守ってきた専守防衛の枠を捨て去るもので、容認できるものではありません。今回の政府が10法案ひとまとめにするような法案ではなく、一つひとつ丁寧かつ少数派の意見もしっかり受け止め、主権者である国民の納得があって進めるものでなくてはなりません。

今回、安倍内閣が強行採決を行った「安全保障関連法案」には、70年安保を上回るさまざまな性別、年代、職業の人々が法案に反対の集会を全国で展開しています。せめてもっと時間をかけて、慎重審議を尽くし、国民の納得を得て進めるべきだと思います。

よって、どうか請願の趣旨を十分理解の上、これを採択され意見書の提出を何卒お願いしたいとのことであります。

説明に対して委員から、①「日本の安全を守り、国際社会に対して日本が貢献するために必要最小限の行使を認めるという法案である。しかし、請願趣旨は海外へ自衛隊を派遣し、武力行使を可能にするものであり、武力行使とはどこまでを言うのか。」

②「法案を慎重審議を尽くすべきというものであれば、6月にこの請願を出すべきではなかったのか。」などの意見が出ました。

これに対し、①「国内で日本に向かってきていない国が戦闘行為をしている時に、自衛隊がそこへ行かされることに危険を感じる。」②「6月議会には間に合わなかったが、さらに国民に対しての解りやすい説明が欲しい。」とのことでした。

10月14日の委員会では、質疑はありませんでした。

討論を行いました。討論する委員はありませんでした。

続いて、採決を行いました。採決は起立により行いました。起立した委員はありませんでした。

よって、請願第1号「平和安全法制」国会審議に関する請願は、不採択とすることに決定しました。

以上、総務産業常任委員会の請願審査報告とさせていただきます。

**○議長（辻井 成人）** 奥山委員長の報告が終わりました。

報告に対し、補足説明をされる方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

**○議長（辻井 成人）** 補足説明をされる方がないので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

**○議長（辻井 成人）** 質疑される方がないので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

**○議長（辻井 成人）** 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、請願第1号「平和安全法制」国会審議に関する請願の採決を行います。

この請願に対する委員長の報告は不採択ですので、委員長報告ではなく、請願第1号について裁決をいたします。

請願第1号「平和安全法制」国会審議に関する請願を採択することに、賛成の方は起立願います。

（起立なし）

**○議長（辻井 成人）** 起立なしやな。よろしいですか、起立なしです。

したがって、請願第1号は不採択とすることに決定しました。

---

## ◎委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（辻井 成人） 日程第5委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） ご異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

## ◎閉会の宣告

○議長（辻井 成人） 以上で、本日の日程は、すべて終了しました。

会議を閉じます。

これにて、平成27年第4回明和町議会定例会を閉会します。

ご協力、ありがとうございました。

最後に、町長、ご挨拶をお願いします。

○町長（中井 幸充） それでは、定例会の閉会に際しまして、一言御礼を申し上げたいと思います。

去る15日から4日間の本会議並びに、それに伴います委員会協議会、そして全協等々で賜りました皆さま方のご意見等を踏まえて、これから予算執行

にあたってまいりたいと、そのように思うところであります。特に、祓川の環境美化推進協議会への土地の助成につきましては、最終的には協定を結ぶ上です、いわゆるNPO法人が解散という時点で、これはあくまでも町に土地を、もう一度戻してもらいたいような中身にしてまいりたいと、そのように考えているところでありますし、協議会の中で、ご指導いただきましたように、そのまま助成をしっぱなしではなしに、いろんな面での行政的な助言、指導は行っていかなければならないと、改めて感じているところでございます。そういう意味で、各種団体の皆さん方と、もっともっとコミュニケーションを図りながら、事にあたってまいりたいと、そのように思いますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

今年もあと残りわずかと相成りました。飲酒の機会も多うございます。明和町、今年は3名の方が交通事故で亡くなられております。このまま0でいきたいというふうに思っておりますが、松阪管内、さらに死亡事故が発生をしております。どうぞ、そういった機会が大変増える時期でもございますので、皆さま方、ご自愛いただいて交通安全、あるいは健康に十分ご留意いただきますことをお願い申し上げ、閉会にあたっての御礼の言葉に代えたいと思います。誠にありがとうございました。

(午前 10時 50分)

---

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

明和町議会議長

辻井 成人

明和町議会議員

綿民 和子

明和町議会議員

山内 理